

大通達甲（少年）第3号
平成21年5月22日

簿冊名	例	規
保存期間	常	用

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

学校警察連絡協議会等の充実及び活性化について（通達）

少年の非行防止対策の一環として、各警察署とも、管内の市町村その他の区域ごとに、警察と学校とで組織する「学校警察連絡協議会」、「生徒指導連絡協議会」等（以下「学警連等」という。）を設置の上、情報交換を行うなど連携した取組みを推進してきたところであるが、最近の非行情勢をみると、校内暴力やいじめのほか、出会い系サイト等を利用した性非行等の分野において児童・生徒による非行の深刻化が顕著となっているところである。加えて、児童・生徒を対象とした犯罪被害についても、凶悪・粗暴な事件や性犯罪等の被害が増加しているなど深刻さを増しており、「加害」及び「被害」の両面における対策において、警察と学校との連携を一層強化する必要がある。

よって、各警察署においては、下記により学警連等の充実及び活性化を図ることにより、警察と学校の連携を強化し、少年の非行防止対策等の更なる推進に努められたい。

記

1 警察と学校の連携強化の重要性

最近の県内の非行情勢については、全体的には減少傾向が定着しているものの、刑法犯少年のうち中学生及び高校生が全体の7割を占めるなど、非行の低年齢層への拡大と悪質化が認められる。これら中学生及び高校生の非行行為等は、早期に発見し対策を講ずれば、非行の進行を防ぎ、再犯抑止の可能性が高いものであり、規範意識の醸成も早期に図ることができる。

また、事件、いじめ、声かけ事案等の犯罪被害少年及び要保護少年についても、早期に発見し対策を講ずることにより、犯罪被害等の未然防止や拡大防止が図られ、少年の保護対策を円滑に講ずることが可能である。これら少年の非行防止及び保護対策を早期かつ円滑に推進するためには、管内すべての中学校及び高等学校と警察とが相互に連絡し、情報を交換し合う場を設けて、情報を共有した上で協議し、協働して対策を講ずることが重要である。

2 学警連等の組織の充実等

現在、各警察署とも学警連等を設置しているものの、その運営において要綱の整備や協議会の開催回数等が不十分なものも散見されるなど、必ずしも有機的に機能しているとは言えない状況がうかがえる。よって、学警連等の重要性を改めて認識の上、開催回数を増やし、要綱の設置や見直し等を行うなど、相互の連携体制が十分に構築された実効的な組織となるよう、その充実と活性化を図ること。

3 学警連等で協議すべき具体的措置

(1) 非行防止教室の開催その他児童・生徒の規範意識の啓発に係る措置

- (2) 警察と教育関係団体等が協働して行う街頭活動
- (3) 警察の行う不良行為少年等の継続補導と学校の行う生徒指導との連携
- (4) 児童・生徒の保護や安全確保を図るための措置

4 学警連等の参加対象

管内すべての中学校及び高等学校を参加対象とする。

なお、小学校についても可能な限り参加させるものとする。

5 学警連等の開催回数

原則として、四半期に1回以上開催するものとする。

6 学校との連携に際しての配慮事項

- (1) 警察署長を始めとする幹部が率先してこれに当たること。
- (2) 学校教育の理念、教師の使命、学校の指導措置等に関する正しい認識を持つこと。
- (3) 学校に対して少年警察の理念と実情を十分に理解させること。
- (4) 補導に当たっては、その生徒の処遇に学校の意見を十分に反映させること。

(少年課企画・指導係)